Ⅷ　中等教育学校の授業料等及び減免制度について

授業料等について

○　授業料について

- 前期課程(中学校相当３年間)については、公立の中学校同様に授業料を負担する必要はありません。
- 後期課程(高等学校相当３年間)については、原則として授業料をご負担いただきます。
 授業料：(年額)11万8,800円(令和８年４月１日現在)

○　高等学校等就学支援金/高校生等・新修学支援金について

- 後期課程(高等学校相当３年間)については、高等学校等就学支援金という授業料の支援制度があります。令和８年度から、この授業料支援制度の対象者の範囲が広がり、世帯年収に関わらず、高等学校等就学支援金の申請をし、認定になれば授業料の支払が不要になります(日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件あり)。
 国籍・在留資格等の要件を満たさず、高等学校等就学支援金の対象とならない日本国籍以外の生徒であっても、保護者等の世帯年収が約910万円未満(算定基準額30万4,200円未満)※である場合、高校生等・新修学支援金の申請をし、認定になれば授業料の支払が不要となります(在留資格が「留学」である生徒を除く)。

※【算出方法（計算式）】市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額
（ただし政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる。(令和８年４月１日現在)）

○　授業料以外の経費について

- 生徒会費等の経費がかかります。
- 教材費や研修旅行積立金等の費用も必要になります。

入学料等の免除制度

※　入学検定料、入学料の全額又は一部を免除する制度です。

入学検定料　2,200円、入学料　5,650円

○　対象者等

- 生活保護を受給されている方(全額免除)
- 児童福祉施設等に入所されている方(全額免除)
- 経済的な理由により学費の負担が困難な方(審査の上、免除額を決定します。)

○　申請方法

e-kanagawa電子申請システム又は県立中等教育学校の窓口で申請してください。

- 入学検定料及び入学料について、免除を希望される方は申請手続が必要です。
- 収入審査等に時間がかかる場合がありますので、申請をする中等教育学校の事務室に必ず事前に相談をしてください。
- 免除申請手続の期限は、入学検定料については、出願サイト上での志願手続を行うときまで、入学料については、入学手続を行うときまでとなります。(入学検定料の免除申請手続の際に、入学料の免除申請手続を同時に行うこともできます。)
- 期限までに申請がなかった場合、免除できませんので、注意してください。

➢ e-kanagawa電子申請システムによる申請

申 請 期 間	申 請 先
令和８年11月５日(木)から12月16日(水)まで	次のURL又は二次元コードからアクセスして申請 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=137423

※電子申請の受付期間終了後は、各県立中等教育学校の窓口にて受け付けます。

➢ 県立中等教育学校の窓口での申請

申 請 期 間	受 付 時 間	提 出 先
志願する県立中等教育学校の事務室へ問い合わせてください。	平日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	志願先の県立中等教育学校の窓口

免除制度についての資料、窓口での申請に必要な様式等は、各中等教育学校のホームページに掲載しています。必要に応じ、印刷して利用してください。

【相模原中等教育学校】
https://www.pen-kanagawa.ed.jp/sagamihara-chuto-ss/nyugaku/index.html

【平塚中等教育学校】
https://www.pen-kanagawa.ed.jp/hiratsuka-chuto-ss/nyugaku/index.html

問合せ先

相模原中等教育学校[TEL(042)749-1279]・平塚中等教育学校[TEL(0463)34-0320]
神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ[TEL(045)210-8113]